

Ref. Doc. 1944

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、土肥一夫ハ復員廳第二復員局資料整理部史
實班長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ四頁ヨリ成ル大海指第六十
號ト題スル書類ハ日本政府（復員廳第二復員局）
ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル
寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月十日 於東京

土肥一夫 

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日 於 同 所

立會人 宗 宮 信 次 

Def Doc 1944

大海指第六十號

昭和十七年三月一日

軍令部總長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官ニ指示

爾今海上交通破壊作戰ハ左ニ準據シ實施スベシ
一 作戰方針

太平洋及印度洋全域ニ亘リ極力敵海上交通線ノ
破壊擾亂ヲ計ルモノトシ主トシテ左ノ如ク作戰
ス

(一) 先遣部隊潜水艦ヲシテ太平洋方面敵海上交通
線破壊ノ任務ヲ兼ネシメ常時布哇近海ニ行動
セシムルト同時ニ機宜濠洲東岸新西蘭沿海米
國西岸、南太平洋島嶼要地巴奈馬方面等へ派
遣シ布哇米本土間及米洲西岸、濠洲東岸間ノ
連絡ヲ遮斷スルニ努ムルト共ニ米洲西岸、或
ハ濠洲近海ニ於ケル敵ノ交通線ヲ破壊擾亂シ
敵國ノ輿論ヲ刺戟シ敵艦隊ヲ牽制ス

(二) 南方部隊配屬ノ潜水艦ヲシテ印度洋方面敵海
上交通線破壊ノ任務ヲ兼ネシメ主トシテ印度
洋北部及濠洲西岸方面ニ行動セシムルト共ニ
又機宜其ノ一部ヲ南阿東岸方面へ派遣シ太西
洋印度洋間ノ連絡ヲ遮斷スルニ努ム

Ref Doc 1944

- (三) 特設巡洋艦若干ヲ主トシテ本作戦ノ爲使用シ
機宜潜水艦ト協同巴奈馬、南阿或ハ南米西岸
方面等ニ行動セシメ敵交通線ノ破壊擾亂ニ任
ゼシム
- (四) 巡洋艦航空母艦等ヲ以テ各種ノ機動作戦ヲ實
施スル場合兼テ敵海上交通線ヲ破壊擾亂スル
ニ努ム

ニ船舶取扱上準據スベキ事項

- (一) 船舶取扱上純中立國ト認ムベキ諸國ヲ左ノ通
トス

蘇聯邦 西班牙 葡萄牙

「アルゼンチン」 知利 土耳其

瑞典 佛蘭西（「ドゴール」政權治下ヲ除ク）

瑞西

- (二) 前項記載國以外ノ中立國船舶ハ之ヲ敵國船舶
ニ準ジ取扱フモノトス

- (三) 潜水艦及航空機ノ作戦實施ニ當リテハ第一項
記載ノ中立國船舶ナルコト一見明瞭ナル場合
ノ外國籍ノ如何ヲ問ハズ無警告撃沈ヲ行フコ
トヲ得但シ日本近海、露領沿岸及「ペルー」
以南ノ南米沿岸等ニ於テハ努メテ船舶ノ國籍
ヲ確認シタル後攻撃ヲ加フベキモノトス
- (四) 水上艦船ノ作戦實施ニ當リテハ出來得ル限り

Ref Doc 1944

4

正規ノ手續ヲ履ミ臨檢スルヲ立前トス。
情況已ムヲ得ズ墜沈シタル場合ハ爲シ得ル限
リ人命ノ救助ニ努ム

(五) 敵性船舶ハ爲シ得ル限り拿捕シ之ヲ内地港灣
ニ廻航セシムルヲ立前トス情況之ヲ許サマル
場合ニ在リテハ適宜最寄ノ味方港灣ニ同航セ
シムルカ若クハ人員載貨ヲ處理シタル後處分
ス

(六) 敵國竝ニ蔣介石政權側ノ軍人軍屬、高級船員
技術者及政府要人等ハ之ヲ捕虜トスルヲ立前
トス

(附令)

大海指第十三號同第二十八號及同第三十一號
ハ之ヲ廢ス